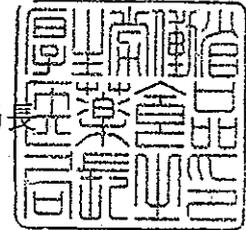




薬食発0601第1号
平成24年6月1日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医薬食品局長



薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第2条第14項に規定する指定薬物の指定等については、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号）にて定めているところである。

今般、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第90号）が別添のとおり平成24年6月1日に公布されたので、貴職におかれては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

1. 指定薬物の指定

(1) 新たに指定された物質

次に掲げる9物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第14項に規定する指定薬物として指定したこと。



- ・ N-(1-アダマンチル)-1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類
- ・ N-(1-アダマンチル)-1-ペンチル-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類
- ・ 2-(エチルアミノ)-2-(3-メトキシフェニル)シクロヘキサノン及びその塩類
- ・ ナフタレン-1-イル [4-(ペンチルオキシ)ナフタレン-1-イル]メタノン及びその塩類
- ・ ナフタレン-1-イル [1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インドール-3-イル]メタノン及びその塩類
- ・ 2-(メチルアミノ)-1-(3,4-ジメチルフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類
- ・ {1-[(1-メチルピペリジン-2-イル)メチル]-1H-インドール-3-イル}(ナフタレン-1-イル)メタノン及びその塩類
- ・ 2-(2-メトキシフェニル)-1-{1-[(1-メチルピペリジン-2-イル)メチル]-1H-インドール-3-イル}エタノン及びその塩類
- ・ (2-ヨードフェニル){1-[(1-メチルピペリジン-2-イル)メチル]-1H-インドール-3-イル}メタノン及びその塩類

(2) 指定された物質を含む物

(1) に掲げる物質のいずれかを含有する物(ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。)は指定薬物であり、規制の対象となること。

2. 医療等の用途の規定

上記1. に示した物質について、法第76条の4に規定する医療等の用途は次に掲げる用途であること。

(1) 次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途

① 国の機関

② 地方公共団体及びその機関

③ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関

④ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(2) 法第69条第3項に規定する試験の用途

(3) 法第76条の6第1項に規定する検査の用途

(4) 犯罪鑑識の用途

(5) (1) から (4) までに掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

3. 施行期日

公布の日（平成24年6月1日）から起算して30日を経過した日（平成24年7月1日）から施行すること。

明治二十五年五月二十一日 日刊（行政機関の休日休刊）
第三種郵便物認可

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○津波防災地域づくりに関する法律の一部の施行期日を定める政令（一五七）

○津波防災地域づくりに関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一五八）

○工場立地法施行令の一部を改正する政令（一五九）

〔省 令〕

○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働九〇）

〔告 示〕

○有限会社航空保安整備教育システムから代表者の氏名の変更の届出があつた件（国家公安委一九）

○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁四九）

○保険業法第二百七十三條第一項第三号の規定による同法第八十五条第一項の免許の失効に関する件（同五〇）

○電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件の一部を改正する件（総務二〇三）
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務二二五）
○歳入徴収官事務規程第四十六条の二の規定に基づき分任歳入徴収官を指定する件の一部を改正する件（財務一九五）
○厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件（厚生労働三七九）

○農業協同組合法施行規則第三十四条第一項第二号の規定に基づき、東日本大震災に対処するための支払備金として積み立てる金額の特例を定める件（農林水産一四六一）
○水産業協同組合法施行規則第六十一条第一項第二号の規定に基づき、東日本大震災に対処するための支払備金として積み立てる金額の特例を定める件（同一四六二）
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一四六四～一四七三）
○公有水面埋立法施行令第三十二条第一号の甲号港湾及び乙号港湾を指定する告示の一部を改正する件（国土交通六五五）
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同六五六）
○水路測量の実施に関する件（海上保安庁一三七）
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛二三五～一三八）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 外務省

〔官庁報告〕

産 業

日本工業規格
（厚生労働省・経済産業省）

国家試験

平成二十四年度マンシヨン管理士試験
実施公告（国土交通省）

〔公 告〕

諸事項

官庁
大井口土地改良区役員の就任、絹土地改良区役員の退任及び就任関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇津波防災地域づくりに関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一五七号）（国土交通省）
津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第一二三号）の一部の施行期日は、平成二十四年六月三日とすることとした。

◇津波防災地域づくりに関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一五八号）（国土交通省）
一 津波防災地域づくりに関する法律施行令の一部改正関係
1 津波防災地域づくりに関する法律（一）、三及び五において「法」という語第七十三条第一項の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする（第二〇条関係）

- (一) 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖（地表面が水平面に対し三〇度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいう。以下同じ。）を生ずることとなるもの
- (二) 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- (三) 切土及び盛土を同時に行う場合における盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートル以下の崖を生じ、かつ、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの

2 法第七十三条第二項第一号の政令で定める社会福祉施設、学校及び医療施設は、次に掲げるものとする（第二一条関係）
(一) 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く）、障害者支援施設、児童福祉施設、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターを除く。等

九

（国土交通省組織令の一部改正）
第十二条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。
第九十三条第十二号中「津波災害警戒区域」の下に「及び津波災害特別警戒区域」を加える。

附則

この政令は、津波防災地域づくりに関する法律附則ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十四年六月十三日）から施行する。

内閣総理大臣 野田 佳彦
総務大臣 川端 達夫
文部科学大臣 平野 博文
厚生労働大臣 小宮山洋子
国土交通大臣 前田 武志

工場立地法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十四年六月一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第五十九号

工場立地法施行令の一部を改正する政令

内閣は、工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第六條第一項及び第十五條の五の規定に基づき、この政令を制定する。

工場立地法施行令（昭和四十九年政令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「又は地熱」を「若しくは地熱」に改め、その下に「又は太陽光を電気に変換するもの」を加える。

附則

（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 小宮山洋子
農林水産大臣臨時代理 前田 武志
国務大臣 枝野 幸男
経済産業大臣 前田 武志
国土交通大臣 前田 武志
内閣総理大臣 野田 佳彦

省令

○厚生労働省令第九十号

薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第二條第十四項の規定に基づき、薬事法第二條第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六條の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月一日

厚生労働大臣 小宮山洋子

薬事法第二條第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六條の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第六十九号を第七十八号とし、第六十八号を第七十六号とし、同号の次に次の一号を加える。
第七十七 (二)ヨードフェニル(一)(一)メチルペリジニ(二)イル(メチル)一H一インドール一三(一)イル(メタン)及びその塩類

第一条中第六十七号を第七十五号とし、第六十六号を第七十四号とし、第六十五号を第七十三号とし、第六十四号を第七十一号とし、同号の次に次の一号を加える。
七十二 (二)一(一)メトキシフェニル(一)一(一)メチル(一)一H一インドール一三(一)イル(エタン)及びその塩類

第一条中第六十三号を第七十号とし、第五十一号から第六十二号までを七号ずつ繰り下げ、第五十号を第五十六号とし、同号の次に次の一号を加える。
五十七 (一)一(一)メチルペリジニ(二)イル(メチル)一H一インドール一三(一)イル(ナフタレン)一(一)イル(メタン)及びその塩類

第一条中第四十九号を第五十五号とし、第四十八号を第五十四号とし、第四十七号を第五十二号とし、同号の次に次の一号を加える。
五十三 (二)一(メチルアミノ)一(一)三(一)四(一)ジメチルフェニル(一)プロパン(一)一オン及びその塩類

第一条中第四十六号を第五十一号とし、第三十四号から第四十五号までを五号ずつ繰り下げ、第三十三号を第三十六号とし、同号の次に次の二号を加える。
三十七 ナフタレン(一)イル(四)一(ペンチル)オキシ(一)ナフタレン(一)イル(メタン)及びその塩類
三十八 ナフタレン(一)イル(二)一(ペンチル)一(一)イル(一)H一インドール一三(一)イル(メタン)及びその塩類

第一条中第三十二号を第三十五号とし、第十五号から第三十一号までを三号ずつ繰り下げ、第十四号を第十六号とし、同号の次に次の二号を加える。
十七 (二)一(エチルアミノ)一(二)一(三)一(メトキシフェニル)シクロヘキサノン及びその塩類

第一条中第十三号を第十五号とし、第八号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の二号を加える。
八 N(一)一(アタマンチル)一(一)ペンチル(一)一H一インダゾール一三(一)カルボキサミド及びその塩類
九 N(一)一(アタマンチル)一(一)ペンチル(一)一H一インドール一三(一)カルボキサミド及びその塩類

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

告示

○国家公安委員会告示第十九号

整備備法（昭和四十七年法律第七十七号）第二十三條第三項の規定により登録した有限会社航空保安整備教育システムから代表者の氏名の変更の届出があつたので、同法第三十九條第二号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年六月一日

国家公安委員会委員長 松原 仁

一 有限会社航空保安整備教育システムの代表者の氏名
(一) 変更前の代表者の氏名 中野 直人
(二) 変更後の代表者の氏名 市川 明
二 変更の年月日 平成二十四年六月一日

○金融庁告示第四十九号
ユーラーヘルメス・ドイチュラント・アクティエンゲゼルシャフトより保険業法（平成七年法律第五号）第二百九條第二号の規定による届出（同法第八十七條第一項第一号に定める外国保険会社等の商号の変更）があつたので、同法第八十九條の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年六月一日

金融庁長官 畑中龍太郎

ユーラーヘルメス・ドイチュラント・アクティエンゲゼルシャフト（旧商号 ユーラーヘルメス・クレジツトフェアズイェンヘルングス・アクティエンゲゼルシャフト）
アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニーが保険契約の全部に係る保険契約の移転をしたことに伴い、保険業法（平成七年法律第五号）第二百七十三條第一項第三号の規定により、同社の同法第八十五條第一項の免許がその効力を失つたので、同法第二百七十四條第四号の規定に基づき、告示する。

平成二十四年六月一日

金融庁長官 畑中龍太郎

○総務省告示第二二三号
電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第二百九條の二第二項及び電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十一條の九の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第四百十九号（電波法第二百九條の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月一日

総務大臣 川端 達夫

表中「BRSMHz」を「BEMHz」に改める。

○法務省告示第二二五号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七條ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

平成二十四年六月一日

法務大臣 小川 敏夫

東京法務局所属 岡久 幸治
東京法務局所属 津熊 寛雄
神戸地方方法務局所属 安達 嗣雄
神戸地方方法務局所属 中村 昭博